

土砂災害や水害、風害から身を守りましょう

8月から9月にかけては、日本では一年中で最も台風の接近・上陸が多くなる季節です。

台風は、日本のはるか南の海上で発生することが多く、発達しながら北上し、主に太平洋高気圧の縁辺を進み、北海道に上陸あるいは再上陸することもあります。

北海道付近に上陸・接近する頃には、海水温が低い場所を通るため水蒸気の供給が少なくなり、勢力を弱めますが、逆に9月頃になると、北からの寒気を取り込み、低気圧として再発達し、風によ

る被害が増す場合もあります。

低気圧に変わったとしても、雨も含め油断は禁物です。

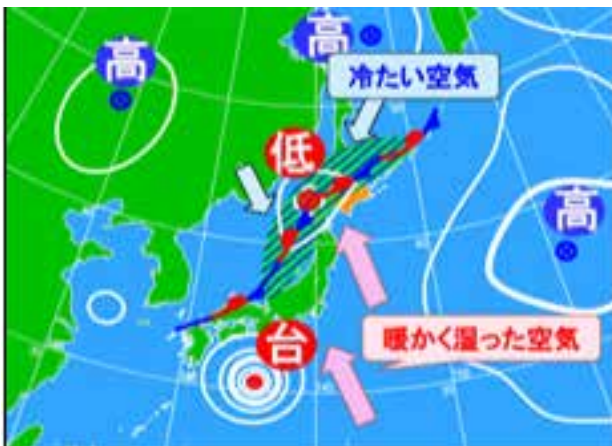
また、台風が西日本付近にあったとしても、暖かく湿った空気をポンプのように北海道付近まで送り込み、早い段階から大雨になる場合もあります。

気象庁では、3時間毎に「台風情報」を発表しているほか、気象台では「土砂災害」や「浸水害」のおそれがある場合に「大雨警報・注意報」を、洪水による災害のおそれがある場合に「洪水警報・注意報」を発表しています。また、大雨警報が発表されている中で、土砂災害が発生する危険性がより高まったときには、「土砂災害警戒情報」を発表します。この場合はより一層の警戒が必要です。

テレビやラジオなどで「台風情報」等を知ったときには、気象台ホームページなどで内容を確認し、市町が発表する避難情報などにも留意しましょう。

☎ 室蘭地方気象台

☎ 0143-22-4249



後期高齢者医療費通知を 全受診者へ送付しています



広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さんへ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、被保険者の皆さんの負担軽減を図ることを目的としています。

■医療費通知の活用例

- ・医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- ・健康診査など皆さんの健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- ・診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

■注意事項

- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。
- このお知らせは、皆さんの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

■医療費控除の申告について

- ・このお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。

■発送月・対象診療月

発送月	診療月
平成30年9月(下旬)	平成30年1月～6月
平成31年3月(初旬)	平成30年7月～12月

☎ 町民課 町民係

☎ 83-1406